

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年 9月11日

【会社名】 石垣食品株式会社

【英訳名】 ISHIGAKI FOODS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 石垣裕義

【本店の所在の場所】 東京都千代田区飯田橋 1丁目4番1号

【電話番号】 03 - 3263 - 4444

【事務連絡者氏名】 経理部経理課課長 伊藤潤

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区飯田橋 1丁目4番1号

【電話番号】 03 - 3263 - 4444

【事務連絡者氏名】 経理部経理課課長 伊藤潤

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券
(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 7,910,805円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の
行使に際して払い込むべき金額の合計額を合 883,148,805円
算した金額
(注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の発行
価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金
額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。
また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場
合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新
株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払
い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(第1回新株予約権)】

(1) 【募集の条件】

発行数	33,663個(新株予約権1個につき普通株式100株)
発行価額の総額	7,910,805円
発行価格	本新株予約権1個につき235円(新株予約権の目的である株式1株当たり2.35円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成29年9月27日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	石垣食品株式会社 経理部経理課 東京都千代田区飯田橋1-4-1
割当日	平成29年9月27日
払込期日	平成29年9月27日
払込取扱場所	株式会社りそな銀行 九段支店 東京都千代田区九段南1-5-6

- (注) 1 石垣食品株式会社第1回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)は、平成29年9月11日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
- 2 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
- 3 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
- 4 新株予約権の目的である株式の振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的となる株式の総数は3,366,300株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、割当株式数は、調整されることがある。)。なお、行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2 本新株予約権の行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、別記「(注)7. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期」に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)において、当該修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日。以下「時価算定日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正される。 3 行使価額の修正頻度：行使の際に別記「(注)7. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期」に記載の行使請求の効力が発生するたびに修正される。 4 行使価額の下限：本新株予約権の下限行使価額は、当初130円(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)である。 5 割当株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は3,366,300株(平成29年6月30日現在の発行済株式総数に対する割合は99.30%)、割当株式数は100株で確定している。 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(下限行使価額にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)：445,529,805円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。) 7 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照。)
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 完全議決権付株式であり、株主としての権利内容に制限のない、当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式3,366,300株とする(本新株予約権1個の目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は、100株とする。)。但し、本欄第2項によって割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は本欄第2項に定める調整後の割当株式数(以下「調整後割当株式数」といい、本欄第2項に定める調整前の割当株式数を「調整前割当株式数」という。)に応じて調整されるものとする。 2 (1) 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。 $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> (2) 前号の調整は調整後割当株式数を適用する日において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。 (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(4)号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

	<p>(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額</p> <p>(1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初260円とする。但し、行使価額は本欄第2項又は第3項に従い、修正又は調整される。</p> <p>2 行使価額の修正</p> <p>(1) 行使価額は、修正日において、修正後行使価額に修正される。</p> <p>(2) 修正後行使価額の算出において、時価算定日に本欄第3項で定める行使価額の調整の原因となる事由が生じた場合には、当該時価算定日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。</p> <p>(3) 本項第(1)号及び第(2)号による算出の結果得られた金額が下限行使価額である130円を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に係る増加した当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(3)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)</p> <p>調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p>

	<p>当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合 調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)</p> <p>調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合</p> <p>調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して当該調整前に本号 又は による行使価額の調整が行われている場合には、()上記交付が行われた後の本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。</p> <p>取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(本において「取得価額等」という。)の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更(本項第(2)号乃至第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。)が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が、当該下方修正等が行われる日(以下「取得価額等修正日」という。)における本項第(3)号 に定める時価を下回る価額になる場合</p> <p>() 当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。</p>
--	--

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号 又は上記()による行使価額の調整が取得価額等修正日前行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号に定める完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 における対価とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本号 における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - (\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{より当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を初めて適用する日(但し、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

「完全希薄化後普通株式数」は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする(当該行使価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされることとなる当社普通株式数を含む。)

本項第(2)号 乃至 に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本項第(2)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。

	<p>その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項第(2)号及び第(4)号にかかわらず、本項第(2)号及び第(4)号に基づく調整後の行使価額を適用する日が本欄第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、本項第(2)号及び第(4)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合においても、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。</p> <p>(6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(5)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>875,238,000円</p> <p>上記金額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額である。そのため、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記発行価額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記発行価額の総額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に当該行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を当該行使請求に係る交付株式数で除した額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>平成29年9月28日から平成31年9月27日(但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄各項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)まで。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。</p>
<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<p>1 本新株予約権の行使請求受付場所 石垣食品株式会社 経理部経理課</p> <p>2 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3 本新株予約権の払込金額の払込及び本新株予約権の行使に関する払込取扱場所 株式会社りそな銀行 九段支店</p> <p>4 本新株予約権の行使請求及び払込の方法</p> <p>(1) 本新株予約権を行使する場合には、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権の行使期間中に本欄第1項に定める行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。</p> <p>(2) 本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を本欄第3項に定める新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとする。</p> <p>(3) 本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。</p>

新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合には、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり235円にて、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p> <p>2 当社は、当社が消滅会社となる合併契約又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画(以下「組織再編行為」という。)が当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会とする。)で承認された場合において、別記「組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に従い承継会社等(同欄に定義する。)の新株予約権が交付されない場合には、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日(当該組織再編行為の効力発生日以前とする。)の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり235円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。</p> <p>3 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり235円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p> <p>4 別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権の行使期間の満了日において、当社は、本新株予約権1個当たり235円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社は、当社が組織再編行為を行う場合(但し、承継会社等(以下に定義する。)の普通株式が当社の株主に交付される場合に限る。)、当該組織再編行為の効力発生の直前において残存する本新株予約権者に対し、本項第(1)号乃至第(9)号に定める内容の承継会社等の新株予約権(以下「承継新株予約権」という。)を交付するものとする。この場合、当該組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となる。</p> <p>「承継会社等」とは、会社法第236条第1項第8号イ、二及びホに掲げる株式会社であって、当該組織再編行為の効力発生日において日本の上場会社であるものであるか当該組織再編行為の効力発生日において日本の上場会社であることが予想されるものをいう。</p> <p>(1) 承継新株予約権の数 組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の発行要項を参照して決定する数とする。</p> <p>(2) 承継新株予約権の目的である株式の種類 承継会社等の普通株式とする。</p> <p>(3) 承継新株予約権の目的である株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の発行要項を参照して決定する数とする。</p> <p>(4) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように、組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の発行要項を参照して決定する価額に、交付する承継新株予約権1個当たりの目的である承継会社等の株式の数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p>

	<p>(5) 承継新株予約権を行使することができる期間 組織再編行為の効力発生日から別記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権の行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金」の規定に準じて決定する。</p> <p>(7) その他の承継新株予約権の行使の条件 別記「新株予約権の行使の条件」の規定に準じて決定する。</p> <p>(8) 承継新株予約権の取得事由及び取得の条件 別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」の規定に準じて決定する。</p> <p>(9) その他 承継新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。</p>
--	---

(注) 1. 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達の主な目的、背景等

当社及び当社の子会社(以下「当社グループ」という。)は、飲料事業、珍味事業その他の事業を行っており、その中でも飲料事業及び珍味事業を主力事業としております。

昨今のが国の経済は、輸出の減少および企業業績の悪化、設備投資の停滞が続き、その後は、輸出が改善しましたが、個人消費については実質賃金の停滞や物価上昇への警戒感から、伸び悩みが続いております。食品業界においても、食料品価格の値上げに対する消費者の意識は厳しいものがあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような環境の中で、平成30年3月期第1四半期連結会計年度において、当社グループの飲料事業では、麦茶は、4月の気温が平年より低かったことにより低調な出荷となり、5月は気温も上がったため好調な出荷となったものの前年同四半期比では若干の減収となりました。商品別では、徳用商品、OEM商品は前年を上回りましたが、他商品は前年を下回りました。また、健康茶は、主力のごぼう茶が微減となり、他商品では前年同四半期を上回ったものの、健康茶合計では減収となりました。以上の結果、飲料事業合計では売上高56百万円(前年同四半期比4.8%減)となりました。損益面では、売上の減少に伴う工場稼働率低下の影響が大きく、営業利益4百万円(前年同四半期比29.7%減)となりました。

また、珍味事業では、ビーフジャーキーは、自社ブランド商品である新商品「おやつビーフ うまからカレー味」「おやつビーフ 塩レモン」の投入、地方への販路拡大等営業施策を行ったものの、OEM商品で駄菓子向けが大幅な減収となり、売上高48百万円(前年同四半期比23.9%減)となりました。損益面では、原材料価格や外国為替相場等コストアップ要因が減少し、収益率に改善がみられたものの売上減収の影響が大きく、営業利益1百万円(前年同四半期は営業損失0百万円)となりました。

その他の事業では、だしのもと増収となったものの、業務用ナルトの売上が減収となり、売上高0百万円(前年同四半期比17.6%減)となりました。損益面では、営業利益0百万円(前年同四半期比64.7%減)となりました。

以上の結果、平成30年3月期第1四半期連結累計期間における当社グループの連結業績は、売上高105百万円(前年同四半期比14.7%減)、営業損失10百万円(前年同四半期は営業損失11百万円)、経常損失8百万円(前年同四半期は経常損失12百万円)、親会社株主に帰属する四半期純損失8百万円(前年同四半期は親会社株主に帰属する四半期純損失12百万円)となりました。当社グループは、前連結会計年度まで4期連続して営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、当第1四半期連結累計期間においても当該状況が続いていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。また、当社グループは、前連結会計年度まで4期連続して営業利益及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上したことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第604条の2第1項第2号に該当するため、上場廃止に係る猶予期間入りしております。平成30年3月期に営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローがいずれもマイナスにとどまった場合には、当社株式は、JASDAQ市場の上場廃止基準に抵触し、上場廃止となります。

このような状況のもと、当社グループは、平成30年3月期において上場廃止となり当社株式の流動性が喪失されれば、既存株主が大きな不利益を被ることとなると考えており、上場廃止を回避すべく、まずは資本の増強により財政状態を健全化するとともに、主たる事業である飲料事業と珍味事業の再建により早期に営業利益及び営業キャッシュ・フローを確保できる事業基盤を整備することが、会社の対処すべき最も重要な課題となっております。

飲料事業については、主力商品が麦茶という季節性の高い商品であることから、工場の夏季繁忙期と冬季閑散期の生産稼働率の平準化を図ることと、少子化に伴う長期的な市場縮小による売上減少に歯止めをかけること、天候不順などが売上に与える影響を減少させることが課題となっております。麦茶以外の商品としては、ごぼう茶を飲料業界に先駆けて投入したことで一時期は高いブランド力を得ることができ、一定の売上につながったものの、ブームの沈静化に伴い、継続的に十分な売上を生み出すには至っておらず、ブランド力の向上及び製造コストの削減を図ることが課題となっております。これらの課題に対処するため、麦茶・ごぼう茶を外食産業へ業務用として提案することや徳用商品のキャンペーン展開などでごぼう茶のブランド力の更なる向上を図り、継続的な需要を創出すること、及び「フジミネラル麦茶」と「ごぼう茶」のブランド力を活かした新たな健康茶の新商品を投入するための商品開発を行う一方、ごぼう茶の製造の内製化による製造コスト削減が必要と考えております。

珍味事業については、近年まで売上の伸長が続いておりましたが、減収に転じたことに加え、主要原料である牛肉価格の高騰と、海外子会社で生産する輸入商品であることから円安で採算が大幅に悪化しており、売上を再び伸張させることと、採算を改善させることが課題となっております。また、これらに対応する形で度々実施した値上げにより価格競争力の低下が生じたことへの対応も課題となっております。これらの課題に対応するため、当社グループとしては、取扱店舗やOEM等による新規販路の拡大、商品バリエーションの拡充を引き続き図ることで競争力や付加価値を高めることや、従来は南関東に限定していた営業活動を北関東や近畿地方などにも拡大することによって売上の伸長と適正な利益を確保することが必要であると考えております。また、飲料事業及び珍味事業の両事業について、これらの基本的施策の効果を一層高めることのできる事業者との新規事業展開又はM&A若しくは資本・業務提携などを実施することも必要であると考えております。かかる状況において、当社は、飲料事業及び珍味事業における事業拡大、並びにこれらの効果を一層高めるための他の事業者との新規事業展開又はM&A若しくは資本・業務提携のための資金を調達することを目的として、本新株予約権の発行を決議いたしました。

(2) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し、行使価額修正条項付第1回新株予約権を第三者割当の方法によって割り当て、割当予定先による新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

(3) 資金調達方法の選択理由

当社では、当社の飲料事業及び珍味事業における事業拡大、並びにM&A又は資本・業務提携のための資金調達を目的として、間接金融・直接金融を含めた複数の資金調達計画を検討いたしました。かかる検討において、当社は、後記「(4) 本スキームの特徴」に示す本新株予約権の特質を考慮した結果、以下の理由により第三者割当の方法による本新株予約権の発行を行うことが最善であるという結論に至りました。

- ・ 一般に公募乃至第三者割当による新株発行は、一度に多額の資金調達を可能とする反面、将来の1株当たり利益の希薄化をも一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいこと。また、業績悪化により当社株価及び出来高は低迷しており、また、当社は平成26年3月期以降4期連続で連結経常損失を計上しているため、一般に公募乃至第三者割当による新株発行の引受先を見つけるのは困難であり、仮に引受先を見つけることができたとしても当社又は当社株主にとって不利な条件での発行となる可能性が高いこと。
- ・ 株主割当による非上場型の新株予約権の無償割当ては、既存株主が新株予約権を売却する機会に乏しく、結果的には新株予約権を行使しない既存株主が、株式価値の希薄化による影響を回避するための選択肢が限定的であること、また、当社が平成26年3月期以降4期連続で連結経常損失を計上していることに鑑みると、既存株主の理解を得ることは難しく、必要資金を満たす調達は困難であること。また、いわゆるライツ・オフアリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフアリングと、新株予約権の権利行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフアリングがあるところ、コミットメント型ライツ・オフアリングは、国内における事例が少なく事前準備に相応の時間が要することや当社の業績及び財務状態に鑑みると引受けを行っていただける証券会社を探すのは困難であり、仮に引受証券会社があったとしても引受手数料等の発行コストが高くなることが予想され、また、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングは、当社が平成26年3月期以降4期連続で連結経常損失を計上していることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第304条第1項第3号が規定する要件を満たせないため実施することができないこと。
- ・ 本新株予約権は、下記「第3 1 e 株券等の行使及び保有方針」に記載のとおり、複数回による行使により行使の分散が期待されるため、株式の公募乃至第三者割当と異なり、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態を回避し、既存株主の利益への影響を抑えることができること。また、本新株予約権は、通常の新株予約権の発行に比べ、行使価額が修正されるため、株価が下落したとしても割当予定先にとっては行使しやすく、株価の下落局面においては調達金額は減少するものの、当社の資金需要を一定程度満たしつつ、自己資本増強が望めること。
- ・ 平成26年3月期以降4期連続で連結経常損失を計上しているため、金融機関からの借入を当社にとって望ましい条件で行うことが困難であること。
- ・ 通常の転換社債型新株予約権付社債は、株価の下落時には社債に付された新株予約権の行使による社債の株式への転換が進まず、株式への転換が進まなければ、金利の定期的な支払いが必要となる負債のままであるため、かかる金利の支払いが必要となり、満期までの当社の経営状態及び財務状態への影響は否定できず、また、最終的には元本の弁済が必要となること。そのため、経営基盤及び財務基盤の立て直しを目指す当社の経営方針とは合致しないこと。

なお、本新株予約権が全て行使された場合の新規発行株式は3,366,300株となり、発行決議日前日の発行済株式の総数である3,390,000株を分母とする希薄化率は99.30%となる見込みです。上記のとおり、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から新株予約権1個につき100株、合計3,366,300株で固定されており、将来的な市場株価の変動によっても潜在株式数が変動することはありません。但し、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

(4) 本スキームの特徴

本新株予約権による資金調達スキームには、以下のような長所及び短所があります。

[長所]

- ・ 本新株予約権の目的である当社普通株式数は、上記「第1-1(2) [新株予約権の内容等] 新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に基づく本新株予約権の行使価額の調整が行われない限り、行使価額の修正に関らず3,366,300株で一定であり、希薄化率は、議決権ベースで最大でも99.37%までに制限される。
- ・ 新株予約権に当社のコール・オプション(割当日後当社取締役会の決議に基づき、2週間前の事前通知により新株予約権を割当予定先から取得できるとの条項)を付すことで、資金調達の必要性がなくなり割当予定先が事前に同意したときにはコール・オプションを行使することにより、株式の希薄化を防止することができる。
- ・ 本新株予約権の行使価額には上限が設定されていないため、株価上昇時には調達金額の増加を望むことができる。

[短所]

- ・ 株価の下落により行使価額が下方修正されれば、資金調達額が減少する。
- ・ 割当予定先の基本方針として、当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、権利行使により取得された当社株式は、市場で売却される可能性が高いため、市場株価の下落を招く可能性がある。
- ・ 当社株式の流動性が著しく減少した場合には、本新株予約権の行使により取得する当社株式を市場で売却することを前提としている割当予定先は、かかる売却が適時にできないため本新株予約権を行使しない可能性があり、その結果、資金調達額が減少する。
- ・ 本新株予約権の行使価額の修正には、下限が付されており、株価が下限行使価額を下回った場合には、割当予定先によって本新株予約権が行使されず、資金調達額が減少する。
- ・ 下記「第3-1-e 株券等の行使及び保有方針」及び「第3-1-f 払込みに要する資金等の状況」に記載のとおり、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として市場で売却することにより投下資金を回収する予定であるため、本新株予約権の行使が困難となり又は本新株予約権の行使により取得した当社株式を市場で売却することが困難となる事情がある場合(詳細は後記「2. 新株予約権の取得請求」をご参照ください。)には、当社に対して本新株予約権の取得を請求できる権利を割当予定先に付与しており、その結果、当該取得請求権が行使された場合には、資金調達額が減少する。
- ・ 当社の手取額は本新株予約権者の権利行使状況、当社株価の推移等、将来決定される要素により変動するため、当社が予定どおりの資金調達ができない可能性があり、当社の事業、財務状況及び業績に悪影響が及ぶ可能性がある。

2. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

当社は、割当予定先との間で、平成29年9月11日付で締結予定の本新株予約権に係る引受契約(以下「本引受契約」という。)において、以下の内容について合意する予定です。

・ 新株予約権の行使制限措置

当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を割当予定先に行わせません。また、割当予定先は、前記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を行うことができず、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ、当該行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行います。さらに、割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合に当該第三者をして当社との間で同様の内容を合意させることを約束させるものとします。

・ 新株予約権の取得条項に係る制限

当社は、本新株予約権者の事前の書面による同意なく、発行要項に基づき、本新株予約権の取得条項に係る通知を行うことができません。本新株予約権者は、当社において資金調達の必要性がなくなったと合理的に判断される場合は、同意を行うものとします。

・ 新株予約権の取得請求

以下に掲げる場合には、本新株予約権者は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権1個当たり235円の価額で、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができます。

当社が消滅会社となる合併契約の締結又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結若しくは株式移転計画の作成が当社の取締役会で承認された場合

当社が発行する株式が東京証券取引所の定める上場廃止基準に該当するおそれがあると合理的に認められる場合

本新株予約権の発行後、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が3取引日連続して下限行使価額を下回った場合、いずれかの10連続取引日間の当社普通株式1取引日あたりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、平成29年9月27日に先立つ10連続取引日間の当社普通株式の1取引日あたりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高の30%を下回った場合、その他一定の場合

・ロックアップ・優先交渉権

当社は、本引受契約締結日から、本新株予約権の行使期間の満了日又は本新株予約権が割当予定先によって全て行使され若しくは当社によって全て取得される日のいずれか早い日までの間、割当予定先の事前の書面による同意なく、株式等を発行等してはならず、第三者に対して、株式等を発行等しようとする場合には、割当予定先が引受けを希望する場合、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当予定先に対して当該株式等を当該条件にて発行等するものとします。

3. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
4. 当社の株券の賃借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係人等との間で締結される予定の取決めの内容
当社の株主である当社代表取締役石垣裕義は、割当予定先との間で当社普通株式の貸借契約を締結する予定です。
5. その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項はありません。
6. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法
 - (1) 本新株予約権を行使する場合には、別記「新株予約権の行使期間」の本新株予約権の行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。
 - (2) 本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。
7. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期
本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求の通知が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前記6.(2)に定める口座に入金された日に発生する。
8. 本新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
883,148,805円	13,003,333円	870,145,472円

- (注) 1. 上記の表における払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額7,910,805円に、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定した場合に出資される財産の価額875,238,000円を合算した金額です。
2. 発行諸費用は、登録免許税、司法書士費用及び弁護士費用として約1,020万円、株式会社赤坂国際会計に対する本新株予約権の公正価値算定費用として200万円、反社会的勢力に関する調査費用80万円、合計約1,300万円からなります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
4. 行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記の表における払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は減少します。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
飲料事業及び珍味事業における事業拡大のための投資資金	20	平成29年10月～平成30年3月
新規事業展開又はM & A若しくは資本・業務提携のための資金	850	平成29年12月～平成31年9月

上述の差引手取概算額870,145,472円につきましては、前記「1 新規発行新株予約権証券(第1回新株予約権)」における「(2) 新株予約権の内容等 (注)1.(1)」に記載しております。飲料事業及び珍味事業における事業拡大のための投資、並びにこれらの効果を一層高めるための他の事業者との新規事業展開又はM & A若しくは資本・業務提携に充当する予定であります。具体的には、飲料事業についてはごぼう茶の製造の内製化のための作業工程が進行しており、そのための成田空港工場の工場改修費用及び冷蔵設備・加工設備・検査設備等導入費用に1千万円、また、珍味事業については新商品である健康志向ビーフジャーキー及びペット用ビーフジャーキーのOEMによる開発が進んでおり、そのための生産数量拡大に伴う能力増強設備投資費用、製品サイズの種類・形状の多様化に対応する加工・包装設備費用として1千万円、合計2千万円を平成29年10月から平成30年3月において充当する予定です。また、当社の飲料及び珍味食品を提供することのできる、飲食品を取扱う事業者との新規事業展開又はM & A若しくは資本・業務提携を行うため、8億5千万円を充当する予定であり、当該金額は、本新株予約権の行使による資金調達の進捗状況を踏まえて、早ければ2017年内に、その時点で利用可能な金額で買収を実現できる対象会社、スキーム、タイミング等を随時検討して参ります。なお、当社は、対象会社として営業利益100百万円から200百万円程度の規模の事業者を想定し候補先を探しており、現時点では具体的に計画されている新規事業展開又はM & A若しくは資本・業務提携はございませんが、候補先を探すに際して、案件が具体化した場合に適時に実行に移すためには資金調達手段を予め確保しておくことが必要であり、また、交渉上不利を被ることを避けるため交渉に先立ち資金を一定程度確保しておく必要性が高いと判断されたことから、現時点での資金調達を行うことといたしました。今後案件が具体的に決定された場合には、適時適切に開示いたします。

なお、本新株予約権の行使状況及び行使価額の修正により想定どおり資金調達ができなかった場合には、人員整理、事業の縮小その他の経営合理化により資金を確保し、又は当社手持ち資金を充当し若しくはその他のファイナンス手段を検討して、必要な運転資金を確保する予定です。なお、本新株予約権の行使状況により調達資金が想定以上の金額となる場合には、超過分は新規事業展開又はM & A若しくは資本・業務提携投資及び当社運転資金に充当する予定です。

また、他の事業者との新規事業展開又はM & A若しくは資本・業務提携投資の成立には不確実性が伴うため、有効な投資先が存在しない場合等、新規事業展開又はM & A若しくは資本業務提携投資に充当されない場合には、飲料事業及び珍味事業における新製品の開発・製造のための投資に充当する予定ですが、当該状況が発生した場合は適時適切に開示いたします。

(注) 1. 本新株予約権の行使は割当予定先の判断によるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したものではありません。そのため、上表の支出予定時期については現時点における予定であり、具体的な金額、使途及び支出予定時期については、行使による財産の出資がなされた時点の状況に応じて変更される場合があります。なお、資金使途及びその内訳又は支出予定時期が変更された場合は、適切に開示します。

2. 調達した資金につきましては、具体的な資金使途に充当するまでの間は、銀行預金又は安全性の高い金融商品等で運用することといたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a . 割当予定先の概要

名称	株式会社アドバンテッジアドバイザーズ
本店の所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号虎ノ門タワーズ
代表者の役職及び氏名	代表取締役 猪熊英行
資本金	5,000,000円
事業の内容	投資助言・代理業、経営コンサルタント業
主たる出資者及びその出資比率	アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合 100%

(注) アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合は、平成27年3月31日付で解散登記をしておりますが、清算は終了していないため引き続き存続しており、本有価証券届出書提出日時点で、株式会社アドバンテッジアドバイザーズの全株式を所有する唯一の株主です。

b . 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

c . 割当先の選定理由

当社は、前記「第1 1 (2) (注)1 . (1) 資金調達の主目的、背景等」の事業計画を迅速に実行するためには比較的現実性の高い資金調達方法が必要である一方で、喫緊の経営課題に対処しつつ今後の継続的な成長への取組みについて株主の皆様からの理解を得るためには既存株主の利益を十分に配慮した資金調達手段を選択することが非常に重要であると考えております。しかしながら、当社を取り巻く現在の経営環境及び当社の財政状態に鑑み、公募増資や金融機関からの借入れによる資金調達は極めて厳しい状況にあります。早期黒字化に向けた経営基盤の安定及び業容拡大が必要不可欠であるという当社が置かれた状況を勘案いたしますと、これらに要する資金を機動的に調達できる手段としては、第三者割当の方法が最善の手段であると判断し、割当先を選定するため割当予定先を含む複数の投資家と交渉して参りました。

その中で、株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として、株式会社アドバンテッジアドバイザーズより本新株予約権の提案を受けたことに加え、同社が同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有しており、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ円滑な資金調達が期待できること、前記「第1 1 (2) (注)1 . (3) 資金調達方法の選択理由」に記載の本案の資金調達方法の特徴を備える商品に関する知識が豊富であること、今回の資金調達の実施にあたり十分な信用力を有すること、純投資目的で経営に関与する意思がないことを確認できたこと等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

d . 割り当てようとする株式の数

株式会社アドバンテッジアドバイザーズ：新株予約権の目的である株式の総数3,366,300株

e. 株券等の行使及び保有方針

本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。割当予定先は、前記「第1 1 (2) 新株予約権の内容等 (注) 2 . . 新株予約権の行使制限措置」に記載の行使制限の下で、当社の株価、株式市場の動向及び株式の需給等を勘案しながら当社株価への影響に配慮して本新株予約権を行使する予定です。また、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として純投資として長期間保有する意思を有しておらず、適時適切に売却する予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である株式会社アドバンテッジアドバイザーズから、本新株予約権の払込に要する資金は借入金ではなく自己資金にて行う旨の説明を口頭で受けており、当該払込資金の十分性については、銀行口座残高証明書を確認し、平成29年8月31日現在の預金残高が72,782,050円であることを確認いたしました。

また、割当予定先である株式会社アドバンテッジアドバイザーズの預金残高から本新株予約権の発行価額の総額7,910,805円を控除した金額は64,871,245円であるところ、株式会社アドバンテッジアドバイザーズは、当該残額の範囲で本新株予約権を行使し、行使により取得した当社株式を市場で売却することにより資金を回収し、かかる回収資金により本新株予約権を行使するという行為を繰り返して行うことを予定しているため、一時に大量の資金が必要になることはない旨の説明を受けています。

そのため、株式会社アドバンテッジアドバイザーズが本新株予約権の引受け及び本新株予約権の権利行使に係る資金を保有していると判断した理由といたしましては、銀行口座残高証明書により、本新株予約権の引受けに必要な資金及び本新株予約権の行使に必要な資金の一部を保有しており、かつ本新株予約権の行使及び当社株式の売却により次の本新株予約権の行使資金を回収可能である旨を確認できたため、当社は本新株予約権の払込みに要する財産の存在について確実なものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

当社は、割当予定先である株式会社アドバンテッジアドバイザーズより、反社会的勢力等とは一切関係がないことの説明を受けております。

また、上記とは別に、割当予定先、割当予定先の役員、主要株主等の関係者及び関係会社(割当予定先の100%出資者であるアドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合、その業務執行組合員及び同組合への出資者を含む。以下「割当予定先等」と総称します。)が反社会的勢力の影響を受けているか否か並びに割当予定先の役員が犯罪歴を有するか否か及び警察当局から何らかの捜査対象になっているか否かについて、第三者の信用調査機関である株式会社「Pリサーチ&コンサルティング(東京都港区虎ノ門3-7-12/代表取締役・古野啓介)に調査を依頼いたしました。その結果、割当予定先等について反社会的勢力の影響を受けている事実が無いことの回答を得られました。また、割当予定先の役員についても犯罪歴や捜査対象となっている事実について確認されなかったとの回答を得ております。

上記のとおり、割当予定先等が特定団体等とは一切関係がないことを確認し、当社として、割当予定先等は反社会的勢力との関わりがないと判断いたしました。なお、当社は、その旨の確認書を東京証券取引所に提出していません。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権について譲渡制限は設けておりません。また、当社の普通株式(本新株予約権の権利行使により交付されるものを含む。)についても譲渡制限は設けておりません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計に対し、本新株予約権の発行要項及び本引受契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を依頼し、同社から受領した評価報告書(以下「本評価報告書」という。)に記載の同社が本新株予約権の公正価値を算定した結果(本新株予約権の公正価値1個当たり235円)を踏まえ、本新株予約権の発行価額を当該算定における公正価値と同額の1個当たり235円と決定しました。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、評価基準日現在の市場環境、株式処分コスト等を考慮し、当社の株価、ボラティリティ、当社の予定配当額、無リスク利率、当社及び割当予定先の権利行使行動等に関する一定の前提(当社は割当予定先による権利行使を阻害しないよう行動すること、すなわち行使期間満了日における全部取得の場合を除いて当社からの通知に基づく本新株予約権の取得が実施されないこと、割当予定先は新株予約権が残存する場合には市場出来高の一定割合の範囲内で任意に権利行使及び売却を実施すること等を含む。なお、割当予定先は本新株予約権の権利行使を最大化するよう行動するものと想定されるため、割当予定先からの権利行使期間中における取得請求権の行使は考慮されていない。)を置いて評価を実施し、上記前提条件を基に上記公正価値(新株予約権 1 個あたり235円)と算定(評価基準日を取締役会決議日の直前取引日(平成29年9月8日)として算定)しております。

当社は、当該算定機関の評価結果を参考にし、上記「第1 1 (2) (注)1 . (3) 資金調達方法の選択理由」に記載の事由を勘案の上、本新株予約権の払込金額が合理的であり、本新株予約権の発行は有利発行には該当しないものと判断しました。なお、行使価額は当初、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の直前取引日(平成29年9月8日)の東京証券取引所における普通取引の終値260円の100%相当額である260円としており、その後の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正されますが、当該行使価額は下限行使価額である130円を下回ることはありません。本新株予約権の当初行使価額は、最近6ヶ月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低いものではないものと考えており、また、下限行使価額は、当初行使価額の50.00%であり、当社の財政状態・経営成績、株式市場での消化可能性及び割当予定先が負う株価下落リスク並びに現状の株価の推移及び当社の時価総額を踏まえると、当該行使価額及び下限行使価額の設定は妥当であるものと考えております。

なお、本新株予約権 1 個当たりの払込金額につきましては、本日付取締役会にて監査等委員会(うち社外取締役 1 名)が、有利発行に該当しない旨の意見を表明しております。当該意見表明は、当該算定機関が、当社と取引関係になく当社経営陣から一定程度独立していると認められること、当該算定機関が割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、本新株予約権の価格算定方法は市場慣行に従った一般的な方法であり、当該算定機関は本新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、その算定過程及び前提条件に関して当該算定機関から提出されたデータや資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できること等を総合考慮すると、公正価値評価額は適正かつ妥当な価額と思われる、その公正価値評価額と同額を発行価額として決定していることから、本新株予約権の発行は有利発行には該当せず適法である旨の意見を述べるものであります。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達の後、本新株予約権の全てが行使された場合には、平成29年3月31日現在の総議決権数(33,878 個)に対して99.37%(発行決議日現在の発行済株式数(3,390,000株)に対して99.30%)の希薄化が生じます。しかしながら、当該資金調達は、飲料事業及び珍味事業における事業拡大のための投資、並びにこれらの効果を一層高めるための他の事業者との新規事業展開又はM & A若しくは資本・業務提携への充当を可能とし、結果として今後の業績と財政状態の改善に寄与し、既存株主の利益に資するものと考えております。

また、当社株式の過去2年間(平成27年9月9日から平成29年9月8日まで)の1日当たりの平均出来高は101,700株であり、直近6か月間(平成29年3月9日から平成29年9月8日まで)の同出来高においても173,433株となっており、一定の流動性を有しております。一方、本新株予約権が全て行使された場合の発行株式数3,366,300株を行使期間である2年間で行使売却するとした場合の1日当たりの数量は6,733株となり、上記過去2年間の1日当たりの出来高の6.62%、過去6か月間の同出来高の3.88%程度となるため、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。

以上のことから、本新株予約権の発行による発行数量及び株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与えるものではなく、合理的であると判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

第三者割当の方法により発行される本新株予約権が全て行使されたと仮定すると、株式数は、3,366,300株(議決権数は33,663個)であり、当社株式の最大の希薄化率(第三者割当に係る募集事項の決定前における発行済株式に係る総議決権33,878個に対する比率)は約99.37%となり、25%以上となるため、大規模な第三者割当に該当します。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
株式会社アドバンテッ ジアドバイザーズ	東京都港区虎ノ門4-1 -28			3,366,300	49.84
石垣 裕義	東京都文京区	696,500	20.56	696,500	10.31
株式会社石垣共栄会	東京都文京区白山5-24 -10	338,000	9.98	338,000	5.00
石垣 靖子	東京都文京区	209,500	6.18	209,500	3.10
杉浦 由美子	神奈川県横浜市戸塚区	64,000	1.89	64,000	0.95
株式会社S B Tキャピ タル	神奈川県横浜市西区北幸 2-10-36 横浜西口S I Aビル7F	55,600	1.64	55,600	0.82
宮川 良朗	埼玉県坂戸市	43,400	1.28	43,400	0.64
GMOクリック証券株 式会社	東京都渋谷区桜丘町20- 1	36,800	1.09	36,800	0.54
株式会社S B I証券	東京都港区六本木1-6 -1	27,100	0.80	27,100	0.40
柳橋 恵美子	神奈川県川崎市幸区	21,500	0.63	21,500	0.32
山本 順一	埼玉県新座市	20,000	0.59	20,000	0.30
計		1,512,400	44.64	4,878,700	72.23

(注) 1. 所有株式数は、平成29年3月31日時点の株主名簿をもとに作成しております。

2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。

3. 割当予定先である株式会社アドバンテッジアドバイザーズの割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数は、本新株予約権を全て行使した上で取得する当該株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。本新株予約権の行使後の当社株式の保有方針は、純投資であり、長期間保有する意思を表明しておらず、適時適切に売却する予定です。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当増資を行うこととした理由

第1「募集要項」 1「新規発行新株予約権証券(第1回新株予約権証券)」(2)「新株予約権の内容等」(注)

1. 「本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由」

(1)「資金調達の主な目的、背景等」にも記載しておりますとおり、当社グループは、前連結会計年度まで4期連続して営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、当第1四半期連結累計期間においても当該状況が続いていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。当社グループにおきましては、度重なる赤字により、財政状態が大幅に毀損しており、まずはその財政状態の健全化が、会社の対処すべき最も大きな課題となっております。このような状況のもと、主たる事業である飲料事業と珍味事業を再建することで、継続的に黒字を計上していくことが、財政状態を健全化させる基本的な考え方となります。そのための飲料事業及び珍味事業における事業拡大、並びにこれらの効果を一層高めるためのM&A又は資本・業務提携のための資金を確保することを目的として本新株予約権による資金調達を行うものであります。

(2) 資金調達の方法として本新株予約権の発行を選択した理由

当社は、上記「大規模な第三者割当増資を行うこととした理由」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしました。その結果、前記「第1 募集要項「1 新規発行新株予約権証券(第1回新株予約権証券)」(2)「新株予約権の内容等」(注)1 (4)「本スキームの特徴」」に記載のとおり、公募増資やMSCB等の各種資金調達方法には各々デメリットがある中で、株式会社アドバンテッジアドバイザーズより提案を受けた本スキームに基づく本新株予約権発行のメリットに鑑みれば、そのデメリットを考慮してもなお、本新株予約権による資金調達が当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断いたし、資金調達の方法として、本新株予約権の発行を選択したものであります。

(3) 大規模な第三者割当増資による既存株主への影響についての取締役会の判断内容

前記「第3 第三者割当の場合の特記事項」4「大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、本新株予約権により25%以上の割合で希薄化が生じることとなるため、本新株予約権発行は、大規模な第三者割当に該当いたします。このような希薄化は、株主総会における議決権行使や株主提案権等に影響を及ぼすこととなり、また、株主価値も希薄化し、株価も下落する可能性があります。

しかしながら、当社取締役会といたしましては、本新株予約権の行使が進むことにより、当該行使により調達した資金により主たる事業である飲料事業と珍味事業を再建することで、株価下落の影響を最小限に抑えるとともに、上場廃止による株主価値毀損のリスクを回避することが既存株主の皆様も含めた株主価値の向上に資するものであると判断しており、本新株予約権の発行による希薄化の規模に照らしても、既存株主への悪影響の程度は、本新株予約権発行によるメリットに比較して限定的なものであると判断しております。

(4) 大規模な第三者割当増資を行うことについての判断過程

本新株予約権の発行は、希薄化率が25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、(1)経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手、又は(2)当該割当てに係る株主総会決議などによる株主の意思確認のいずれかの対応が必要となります。当社は、経営者から一定程度の独立した者として、松家元氏(弁護士)及び小泉正明氏(当社監査等委員、社外取締役、公認会計士)を選定し、当該2名を構成員とする第三者委員会(以下「本第三者委員会」という。)に対し、本新株予約権の発行についてその必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。

そして、当社は、平成29年9月11日付で、本第三者委員会より、大要、以下の から までに掲げる理由により、本新株予約権の発行により資金調達を行う必要があること、及び他の調達手段との比較においても本新株予約権の発行方法及び発行条件は相当である旨の意見書を取得しております。

・ 本新株予約権の発行(以下「本資金調達」という。)の必要性について

本第三者委員会の検討対象資料(以下「対象資料」という。)並びに当社の役職員及び株式会社赤坂国際会計に対する質疑応答(以下「質疑応答」という。)によれば、当社は財務状況の悪化によりこのままでは平成30年3月期において上場廃止となり、株式の流動性喪失により既存株主が大きな不利益を被ることから、上場廃止を回避すべく、資本の増強により財政状態を健全化するとともに、主たる事業である飲料事業及び珍味事業における事業拡大並びに これらの効果を一層高めるための他の事業者との新規事業展開又はM&A若しくは資本・業務提携が必要であること、そのための資金を調達する必要があることが認められる。また、上記 及び の資金使途の合理性について貴社の属する業界の現状及び合理的な将来の予測に基づいて検討されたものであることも認められる。

したがって、本資金調達の必要性は合理的なものであると認められる。

・ 本新株予約権の発行方法の相当性について

対象資料及び質疑応答によれば、本新株予約権の発行の手続に関しては、以下に掲げる措置が講じられていることが認められる。

利害関係を有する取締役の不参加

当社の取締役会を構成する取締役(監査等委員を含む)は、本新株予約権の引受先である株式会社アドバンテッジアドバイザーズ(以下「引受人」という。)と特別の利害関係を有しない。

第三者算定機関による本新株予約権の価値評価の実施

後記 「本新株予約権の発行価額その他の発行条件の相当性について」のとおり、当社は、独立した第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計から当社の本新株予約権の価値評価に関する算定書を取得している。

独立した法律事務所による法的アドバイス

当社は、引受人と利害関係を有しない独立した法律事務所である当社顧問弁護士から、本新株予約権の発行に関する意思決定過程、意思決定方法その他の留意点についての法的アドバイスを受けている。

本新株予約権の発行の手續に類した情報開示

本新株予約権の発行手續は、平成29年9月11日に提出予定の本有価証券届出書において開示が予定されている。

以上の措置に照らせば、本新株予約権の発行の手續は公正なものであると認めることができる。

このような検討結果として、当社の飲料事業及び珍味事業における事業拡大、並びにM&A又は資本・業務提携のための資金調達を目的として、間接金融・直接金融を含めた複数の資金調達計画が検討されたこと、かかる比較検討において、本新株予約権の特質を考慮し、第三者割当の方法による本新株予約権の発行を行うことが最善であると判断されたものであり、本新株予約権の発行方法は、他の資金調達手段との比較においても相当であると認められる。

・本新株予約権の発行価額その他の発行条件の相当性について

先に触れた対象資料及び役員等に対する質疑応答より、割当予定先の選定、その理由、その他の条件について、不当であると疑われる事情は認められない。

また、当社は、本新株予約権の発行に関する検討に際し、当社から独立した第三者算定機関であり、かつ当社の関連当事者にも該当しない株式会社赤坂国際会計に対し、当社の本新株予約権の価値の算定を依頼し、株式会社赤坂国際会計から本評価報告書を取得している。本評価報告書の基礎とされた資料の選択及びその評価の過程に不合理な点はなく、また、本新株予約権の価値の評価に際して採用された評価方法は、いずれも価値の評価方法として一般的に採用されているものである。したがって、本評価報告書の内容は不合理なものではないと考えられる。

よって、本新株予約権の発行の対価その他の条件に関する交渉過程等に公正性を疑うべき事情が認められないことが認められ、本新株予約権の発行の条件は、他の資金調達手段との比較においても、相当なものであると評価することができる。

以上のような検討を踏まえ、当社取締役会は、財政状態を健全化させるためには継続的に黒字を計上していくことが必要であり、そのための飲料事業及び珍味事業における事業拡大、並びにこれらの効果を一層高めるためのM&A又は資本・業務提携のための資金を確保することを目的として、本新株予約権の発行を決議いたしました。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第60期)の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に対し提出しております。

(1) 株主総会の議決権行使結果(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく報告。提出日：平成29年6月30日)

1 提出理由

当社は、平成29年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして、事業目的を追加するために、定款の一部を変更する。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)3名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く)として、石垣裕義、杉浦友昭及び齋藤茂樹を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役として、小泉正明を選任する。

第4号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、仁智監査法人を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	19,896	188		(注)1	可決 97.73
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)3名選任の件					
石垣裕義	19,843	241		(注)2	可決 97.47
杉浦友昭	19,863	221			可決 97.57
齋藤茂樹	19,781	303			可決 97.17
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件					
小泉正明	19,818	266		(注)2	可決 97.35
第4号議案 会計監査人選任の件	19,759	325		(注)3	可決 97.06

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

2 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成29年9月11日)までの間において、追加がありました。以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更および追加箇所については下線で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、以下の「事業等のリスク」に記載した事項を除き、本有価証券届出書提出日(平成29年9月11日)現在においてもその判断に変更はありません。

当社の経営成績、株価及び財政状態に影響を及ぼす可能性のあるリスクには、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 事業の継続性に重要な疑義を生じさせるような状況について

当グループは、前連結会計年度まで4期連続して営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、当第1四半期連結累計期間においても当該状況が続いていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

(2) 特定国での生産への依存について

当連結会計年度における連結売上高のうち54.8%が、中国生産子会社ウェイハン石垣食品有限公司で生産した商品の売上であり、高い比率を占めております。当社グループとしましては生産・輸入について安定した商品供給に努め、この輸入販売を維持する方針であります。しかし、依存度の高い中国からの輸入について、日本および中国の政策や貿易環境等が変化した場合には当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(3) 麦茶市場について

麦茶市場は、嗜好品に対する消費者の節約傾向が続く中、少子化に伴う主要顧客の減少による市場縮小も続いており、今後ますます競争が激化する可能性があります。当社グループとしましては、商品のリニューアルや積極的な販売促進により売上の維持を目指していく方針であります。しかし、単価下落や顧客の減少、販売促進費の大幅な増加が今後発生した場合には、当社グループは売上に影響を受ける可能性が高くなります。

(4) 株式の希薄化について

本新株予約権33,663個の行使の目的となる株式数は3,366,300株であり、平成29年3月31日現在の当社普通株式の発行済株式総数3,390,000株(総議決権33,878個)に対する割合は99.30%(総議決権数に対する割合は99.37%)となります。本新株予約権が行使された場合には、総議決権数に対する議決権所有割合が低下し、また、当社普通株式1株当たりの純資産や純利益といった株式価値が希薄化することになり、当社の株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 本新株予約権による行使がされない場合について

本新株予約権の行使は、割当予定先の行使に係る投資判断によるため、資金調達手段としては不確実性があります。そのため、本新株予約権の行使による調達額及び差引手取概算額は減少し、当社の想定する事業計画を遂行できず、当社が期待した収益を上げることが出来ない可能性があります。また、この場合、当社の経営成績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第60期)	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	平成29年6月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第61期第1四半期)	自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日	平成29年8月10日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年 6 月29日

石垣食品株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 辻 村 茂 樹指定社員
業務執行社員 公認会計士 稲 野 辺 研

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている石垣食品株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、石垣食品株式会社及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は継続して営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上している状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表には反映されていない。
2. 重要な後発事象の役員からの資金の借入に記載されているとおり、会社は平成29年5月15日開催の取締役会において、資金の借入について決議し、平成29年5月16日に実行した。
3. 重要な後発事象の役員からの資金の借入の条件変更に記載されているとおり、会社は平成29年6月20日に返済期限の到来する役員からの資金の借入について、返済期限を1年間延長することを合意した。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、石垣食品株式会社の平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、石垣食品株式会社が平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年 6 月29日

石垣食品株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 辻 村 茂 樹指定社員
業務執行社員 公認会計士 稲 野 辺 研

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている石垣食品株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第60期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、石垣食品株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は継続して営業損失、経常損失及び当期純損失を計上している状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表には反映されていない。
2. 重要な後発事象の役員からの資金の借入に記載されているとおり、会社は平成29年5月15日開催の取締役会において、資金の借入について決議し、平成29年5月16日に実行した。
3. 重要な後発事象の役員からの資金の借入の条件変更に記載されているとおり、会社は平成29年6月20日に返済期限の到来する役員からの資金の借入について、返済期限を1年間延長することを合意した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年 8 月 4 日

石垣食品株式会社
取締役会 御中

仁智監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 口 高 志 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 内 藤 泰 一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている石垣食品株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成29年4月1日から平成29年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、石垣食品株式会社及び連結子会社の平成29年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

注記事項（継続企業の前提に関する事項）に記載されているとおり、会社は継続して営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上している状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成29年3月31日をもって終了した前連結会計年度の第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間にかかる四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して平成28年8月5日付で無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して平成29年6月29日付で無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。